

## 総務委員会行政視察報告書

- 1 視察期間 自 平成19年10月22日  
3日間  
至 平成19年10月24日
- 2 視察都市 兵庫県 芦屋市  
広島県 福山市  
山口県 周南市
- 3 参加者 野崎委員長、宮澤副委員長、稲垣委員、小野委員、渡部委員  
寺田委員、増田委員、山田委員、高安委員  
同行 深澤企画財政部長  
随行 土屋副主任
- 4 視察事項 (1) 市の概況について（3市）  
(2) あしやフェニックス基金（防災）について（芦屋市）  
(3) 指定管理者制度について（芦屋市、福山市）  
(4) 協働のまちづくり基金を活用した提案型事業について（福山市）  
(5) 土地開発公社について（周南市）  
(6) 地域審議会について（周南市）
- 5 考察 次のとおり

◎芦屋市 人口：90,885人、面積：18.47km<sup>2</sup>(平成19年4月1日現在)

## 1 あしやフェニックス基金（防災）

阪神・淡路大震災における全国からの支援に対し感謝を表し、震災での経験と教訓の次世代への継承を目的として、震災から10年目の17年1月17日に基金が創設された。

基金は、「国際ソロプチミスト芦屋」から寄贈された200万円に、市の財源を加えた1,200万円を基本財源とし、18年度決算で1,316万5,000円の積立額となっている。

内容は、新たに発生した国内の自然災害の被災者支援、被災地の復旧・復興支援のためのボランティア活動等に助成するもので、対象は、構成員が3人以上で過半数が市民であるグループまたは市内に活動拠点を有するグループが行う活動で、①被災者の自立支援並びに被災地域の復旧及び復興を支援する活動、②自主防災意識の高揚及び自主防災組織の構築に関する活動、③防災及び復興に関するボランティアの育成、④震災の教訓を語り継ぐ活動、⑤震災に係る災害及び復興に関する資料の展示、⑥慰霊及び追悼に関する事業等としている。

災害ボランティア活動は、グループより個人として活動する方が実際には多く、制度創設以来、助成の利用者はいないということで、今後広報活動等を通し啓発が望まれる内容であった。本市としても、ボランティア活動等による発災後の現場運営ノウハウの蓄積の必要性を感じた。

## 2 指定管理者制度

市の考え方は、①施設効用が最大限発揮できること、②市民サービス向上が図られること、③経費削減が図られることを基本として、個別法により管理者が限定される施設を除くすべての施設に制度を導入していくこととしている。

包括的条例として「芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例」を定め、事務処理要領に基づき、公募によるものとよらないものを仕分けて運用している。

選定委員会は、委員5人で構成し、市の付属機関に位置づけ、委員はすべて行政外部の人間とし、共通委員として学識経験者3名を行政経営課で選出、残りの2名は施設所管課で選出している。指定期間は3年とし、次期選定替えから施設によっては5年を検討している。許可権限は、基本的に使用料の徴収とし、管理代行の形式をとっている。利用者評価として指定管理者（事業者）でアンケート調査を実施しているが、今後は市の所管課での実施も必要であるとしている。

駐輪場については7団体より応募があり、選定基準に基づき、事業計画書等の書類審査

及び面接審査を行い選定した。従来の委託費用1,400万円が現在は不要となったほか、利用率も78%から91%に向上している。市は、基本協定及び年度協定から指定管理者が履行すべき業務を点検し、併せて、確認調査表を用いて四半期ごとに業務内容の監理の確保に努めている。なお、現在は利益分の市への返還を求めておらず指定管理者が収納しているが、利益分の扱いを今後どのようにしていくかが課題であるとしている。

芦屋市の事例は、指定管理者制度の成功事例といえる。特筆すべきは、選定委員のすべてを行政外部の人間とし、選定の客観性を向上させている点である。本市は委員全員が行政職員だが、本市における指定管理者の選定にも、個々の事例を参考にしながら慎重な検討が望まれる。

◎福山市 人口：462,950人、面積：518.07km<sup>2</sup>（平成19年4月1日現在）

### 1 協働のまちづくり基金を活用した提案型事業

協働のまちづくり推進事業は、①補助金の統合、包括事業助成制度を創設、②協働のまちづくり基金の活用という2つの手法が用いられ、①は、各課の窓口が所管事業ごとに、学区・自治会連合会などの地域団体に補助金を交付していたため、交付金はその目的に限定された使い方となっていたものをできるだけ統合し、まとめて交付することにより、地域の緊急課題や特性に応じた事業に柔軟に取り組めるようにし、それを「地域まちづくり事業」として位置づけ、予算額1億円を分配金ではなく事業費として当てている。②は、5億円の基金を毎年5,000万円ずつ取り崩し事業費とし、キーワードモデル事業（学区提案型、ボランティア・NPO等提案型）、ふくやま魅力づくり事業に当てられている。

P T Aや老人会等の地区組織を包括する形で、76ある小学校区に設置された学区まちづくり推進委員会が核となり取り組みを推進している。また、この組織には学区への貢献活動として各学区に組織されている行政職員の会も参画している。そして、公民館が活動の場はもとより活動の事務局的作用を担っている。

本市も基本構想の理念に「協働のまちづくりによる自治の実現」を掲げており、市民が主体となったこれらの取り組みは参考とすべきところであろう。

### 2 指定管理者制度

福山市では、18年4月から制度を本格的に導入し、法律で市が直接管理しなければならない施設を除くすべての施設について制度を導入するか、市が直接管理するかを検討し、管理運営方針を、直営、指定管理（随意契約、公募）に分類した。

管理主体は、①民間事業者等のノウハウの活用により、市民サービスの向上や施設の効果的、効率的な運営を図ろうとする施設は民間事業者等を選定、②施設の設置目的や設置状況等を踏まえ、法人等の設立趣旨や経過、施設管理における経験、実績等を勘案し、その特性や機能を活かしながら運営を図ろうとする施設は市の出資法人や関係する社会福祉法人等を選定、③コミュニティ意識の醸成、市民活動の促進や地域振興の観点から、市民活力を生かしながら運営を図ろうとする施設は市民活動団体を選定、④地域住民が専ら使用している施設や地域住民が構成する団体が管理運営を行っている施設は地域の運営委員会、町内会等を選定と分類している。

行政職員のみで構成する選定委員会で選定し、指定期間は、原則として3年～5年だが、路外駐車場については、移行期等の理由により3年としている。許可権限は、駐車場の利用許可のみである。利用料金制は、インセンティブを与えるため有効と考えてはいるが、適正額を設定するには、制度運用の経験や他市における導入例も少ないため、次回募集までに研究・検討することとし、現在は導入していない。利用者評価については、指定管理者による利用者アンケート、要望・苦情調査は行ったが、指定管理者に対する利用者のモニタリングは行っておらず、今後の研究・検討課題としている。

市の監理の確保は、指定管理者に対する個人情報保護法の研修や管理台帳の確認を行ったり、指定管理者の施設の危機管理体制を明確にし、対応マニュアルを作成・提出させている。また、基本協定に基づき、月次・年次報告書による書面での検査・確認を行うとともに、年9回程度職員が現地に出向き確認を行い、必要に応じて指示・指導をしている。

しかし、業務が仕様または計画どおり行われていない場合も確認されている。要因は、施設の管理業務の具体的内容に認識のずれがあったこと、現場係員と業務管理部門（指定管理者）との指示・連絡などの連携不足であった。また、指定管理者の自主性が希薄で、指示待ちの傾向にあるとのことであった。市の対応としては、早急な指示・指導を行うために現地調査を2カ月に1回以上とし、確認内容を年度末の調査に準じる内容とした。

次回指定に向けた対応は、インセンティブを与えるための利用料金制やメリット・デメリットシステムの導入の研究・検討を行うことと、募集に関して、計画策定がしやすいよう必須とする具体項目を示すとともに、目標達成度を確認するための目標設定項目を示すとしている。

本事例は、市・管理部門（指定管理者）・現場係員の意思疎通の徹底の重要性を示しており、本市としても十分な対応をとる必要性を感じた。

◎周南市 人口：154,589人、面積：656.13km<sup>2</sup>（平成19年4月1日現在）

## 1 土地開発公社

徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町が15年4月21日に合併したことに伴い周南市土地開発公社となったが、実質は、旧1市2町の公社は合併時に解散しており、新南陽市土地開発公社が周南市土地開発公社へと名称を変更し現在に至っているものである。

保有期間が長期にわたる土地が累積する等、経営状況は厳しいものとなっており、地価の著しい下落による実質的な資産価値の減少と保有期間の長期化に伴う金利負担増による簿価上昇等から、その環境はより一層深刻なものとなってきた。このため、市が依頼して取得した土地等を、供用開始の有無や事業化の可能性などを勘案しつつ買い戻してきたが、現下の極めて厳しい財政状況から、その健全化を十分達成する事が困難な状況にある。

こうした中、総務省からの新たな「土地開発公社経営健全化対策」を受け、経営健全化に向けた計画を策定し、また、計画実施のための体制として、副市長、関係部長及び公社理事長で構成する経営健全化推進協議会を設置し、抜本的な経営健全化に取り組んでいる。

計画策定の経緯は、16年に総務省より健全化への支援措置が示されたことにより、これを有効活用し策定することとしたものである。18年に経営健全化団体の指定を受けている。

支援措置の内容は、①供用済土地の再取得に係る地方債措置、②有効利用を目的とした土地の取得に係る地方債措置、③公共用地先行取得等事業債の弾力運用、④公社への無利子貸付に係る地方債措置である。

健全化の目標は、①公社の22年度末の保有土地の簿価総額を16年度標準財政規模の0.25以下に縮減、②22年度末で保有期間が5年以上である公社保有土地の簿価総額を16年度標準財政規模の0.1以下に縮減、③保有する土地のうち供用済土地及び設立・出資団体への土地売却未収金を解消、④保有する土地のうちその用途が明確でないものを解消ととしている。

健全化計画では、①各年度の用地取得・処分・保有計画、②債務保証等対象土地の詳細処分計画を立て、具体的措置として、①保有土地の暫定利用、②人件費・事務所借上料等の固定費削減、③借入条件の改善とし、また、設立・出資団体による支援措置として、①公共用地先行取得特別会計等による未事業化用地の取得、②市の依頼により事業の代替地として取得した土地の一部については、簿価の上昇を抑制するため、市による無利子融資を行う、③市の施策により取得した土地の一部で、民間への売却を予定している土地については、簿価の上昇を抑制するため、利子相当分を市が補填するものとしている。あわせ

て、設立・出資団体における用地取得依頼手続等の改善として、今後は、買取予定時期、買取予定価額及び用途をより明確にし、経営健全化推進協議会において審議し承認されたもののみ、公社に取得依頼できる方式にする等々の措置をとっている。

経営悪化の要因としては、公社による宅地造成事業もあるが、処分の先送りによる影響も否定できない。本市としても規模は違うとしても同様の課題を抱えているものであり、早期の対応が望まれるところである。

## 2 地域審議会

周南市は、合併前の2市2町の4地区すべてに地域審議会を設置している。

会議は、審議会・その他勉強会等の自主的活動とに分別し開催され、15年度は、委員任命のための会議、16年度は、総合計画の基本構想に対する諮問及び審議、答申に対しての正副会長会議、新南陽地区及び熊毛地区からの市長への意見具申、17年度は、総合計画の説明及び予算の説明、鹿野地区からの市長への意見具申、新たな委員任命のための会議、リーディングプロジェクト事業の説明、18年度は、予算の説明、新南陽地区及び熊毛地区からの市長への意見具申などが会議の主な内容となっている。会として自主的な活動も行っているため、地区ごとに開催回数に違いが生じている。

地域審議会からの意見具申への対応として、市の考え方を整理し回答し、可能なものは予算化を図っている。

総合計画策定の際には、地域審議会、総合計画策定審議会の順で諮問を行い、基本的には総合計画策定審議会を最も重要な審議会と位置づけて進めた。各種の専門的審議会との関係は、地域審議会は各地域に関する事項についての機関とし、専門的審議会とは性格を別にするものとしている。自治会要望との兼ね合いは、要望が小学校区単位で提出されるため、意見の相違はないとのことである。

課題としては、地域審議会の所掌事務としている新市建設計画の進捗状況について、優先順位等を考慮しながら計画を進めているため、報告は毎年行うが、どういう形で諮問するのか未定な点ということである。

本市にも住民の意見を聴く機能が地域審議会や市政懇談会など複数あり、それらの役割分担や市全体としての位置づけ等、改めて確認し直す必要性を感じた。